

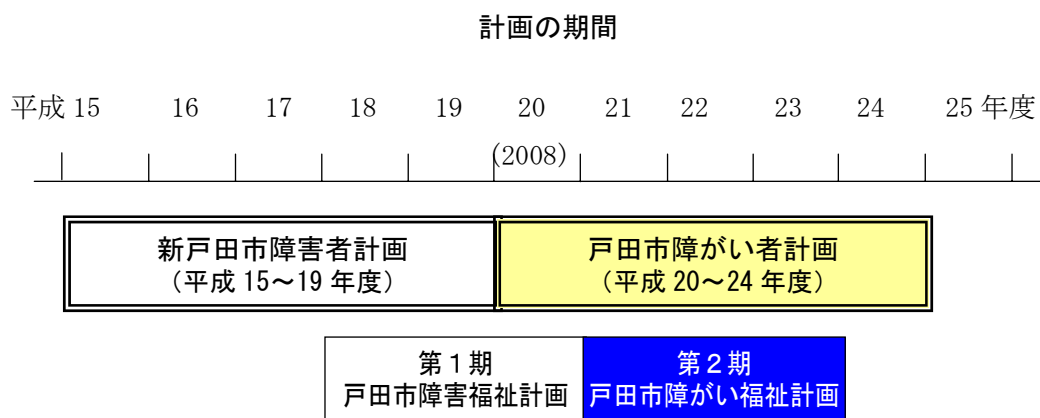
第2期 戸田市障がい福祉計画案(概要版)

1 計画策定の主旨と法的根拠

第2期戸田市障がい福祉計画は、「障害者自立支援法第88条」に基づいて策定される障がい福祉計画であり、平成21年度から23年度における障害福祉サービスの具体的な数値目標とその達成方策を定めます。また、「障害者基本法第9条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた「戸田市障がい者計画」の生活支援分野や就労分野などの施策の一部を構成します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は平成21年度から平成23年度の3か年です。

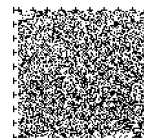


3 計画の基本理念

「戸田市障がい者計画」の基本理念である「共に暮らし、輝きあうまち・とだ 一いきいき地域生活支援プラン」を踏まえ、本計画の基本理念を、「一人ひとりの輝き支援、**選択性がある多様なサービスの提供**」とします。

障がい者が必要なサービスを自ら選んで利用することで、地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。それにより、障がいの有無にかかわらず、人格や個性を尊重しあい、輝きあって暮らす地域社会の実現を目指します。

**一人ひとりの輝き支援、
選択性がある多様なサービスの提供**



4 基本方針と重点的な取り組み

4-1 基本方針

- (1) 障がい者の自己決定と自己選択を尊重した制度運営を図ります。
- (2) 3障がい共通の多面的なサービスの提供を図ります。
- (3) 地域生活移行の推進と就労支援に取り組みます。

4-2 重点的な取り組み

- (1) 事業所と連携し、地域にひらかれた障がい者就労支援のまちづくりを進めます。
- (2) 地域で暮らすために必要なサービスを円滑に利用できるよう、連続性があり柔軟なサービスの提供に努めます。

5 平成 23 年度の数値目標

施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、新しいサービス体系への移行を終了する平成 23 年度の数値目標を以下のように設定します。(各目標値は、埼玉県が算出したデータを基に設定。)

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行の目標値

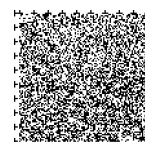
項目	数値	考え方
第 1 期計画時の入所者数	62 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
平成 23 年度末の入所者数	58 人	平成 23 年度末の利用人員見込
【目標値】 入所者減少見込	4 人	差引減少見込数

(2) 社会的入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
第 1 期計画時	14 人	第 1 期計画時の退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	14 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値

項目	数値	考え方
第 1 期計画時の 年間一般就労移行者数	3 人	平成 17 年度において施設を退所し、 一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	8 人 (2.7 倍)	平成 23 年度において施設を退所し、 一般就労する人の数



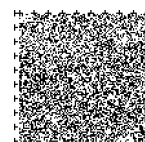
6 障害福祉サービスの見込量と施策

(1) 障害福祉サービスの見込量

平成23年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの見込量は次のとおりです。(単位は年間を通じての月平均値。)

障害福祉サービス別見込量一覧

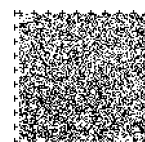
事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 訪問系サービス			
居宅介護(ホームヘルプ)	73人	85人	97人
重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,540時間分	1,784時間分	2,028時間分
2 日中活動系サービス			
生活介護	62人 1,044人日分	70人 1,198人日分	80人 1,352人日分
自立訓練(機能訓練)	2人 20人日分	2人 22人日分	2人 24人日分
自立訓練(生活訓練)	2人 40人日分	3人 60人日分	4人 80人日分
就労移行支援	7人 138人日分	9人 180人日分	11人 220人日分
就労継続支援(A型)	1人 23人日分	2人 44人日分	2人 46人日分
就労継続支援(B型)	43人 772人日分	52人 936人日分	56人 1,008人日分
療養介護	1人分	1人分	1人分
児童デイサービス	3人 35人日分	4人 45人日分	5人 55人日分
短期入所(ショートステイ)	10人 96人日分	11人 105人日分	12人 115人日分
3 居住系サービス			
共同生活援助 共同生活介護 施設入所支援	13人分 60人分	23人分 59人分	26人分 58人分
4 サービス利用計画作成	5人分	6人分	8人分



(2) 障害福祉サービスの見込量の確保策

各障害福祉サービスの見込量の事業ごとの確保策は次のとおりです。

事業名	サービス見込量の確保策
1 居宅系サービス	<p>①県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や、新規事業参入を促進していきます。</p>
2 日中活動系サービス	<p>①県と連携しながら、既存施設の新体系への移行を促進するとともに、すでに移行した事業所については運営の安定化を支援していきます。</p> <p>②既存の事業所との連携を図り、利用者ニーズに対応していきます。</p> <p>③就労の場の確保と職場定着のため就労支援体制を整備します。</p> <p>④企業等を対象に障がい者雇用に関する相談・指導を実施します。</p> <p>⑤企業等と連携し、一般就労に近い訓練環境づくりや賃金水準の向上を促進します。</p> <p>⑥市内に短期入所（ショートステイ）施設を1か所整備できるよう、準備を進めていきます。</p>
3 居住系サービス	<p>①既存の生活ホーム等が、新制度へ移行できるよう、必要に応じた支援を行います。</p> <p>②現在、建て替え中の下笹目市営住宅については、一部にケアホームの設置を進めています。</p> <p>③NPOや社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じた支援を行います。</p> <p>④施設入所が真に必要と判断される方については、引き続き利用について支援していきます。</p>
4 サービス利用計画作成	<p>①相談支援専門員が、サービス利用計画の作成が必要な人の適切な把握に努めます。</p>

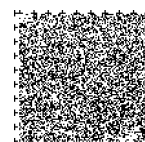


7 地域生活支援事業の見込量と施策

(1) 地域生活支援事業の見込量

平成 23 年度までの各年度の主な地域生活支援事業の種類ごとの見込量は次のとおりです。

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1 相談支援事業			
① 相談支援事業			
ア 相談支援事業	4 箇所	4 箇所	4 箇所
イ 地域自立支援協議会	平成 21 年度より実施予定です。		
② 市町村相談支援機能強化事業	既に実施しています		
③ 住宅入居等支援事業	既に実施しています		
④ 成年後見制度利用支援事業	既に実施しています		
2 コミュニケーション支援事業			
①手話通訳者派遣事業（実利用見込）	60 人	61 人	63 人
②要約筆記者派遣事業（実利用見込）	7 人	9 人	11 人
③手話通訳者設置事業（実利用見込）	1 人	1 人	2 人
3 日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具	9 件	10 件	11 件
② 自立生活支援用具	27 件	29 件	30 件
③ 在宅療養等支援用具	13 件	14 件	15 件
④ 情報・意思疎通支援用具	22 件	22 件	22 件
⑤ 排泄管理支援用具	1,488 件	1,500 件	1,500 件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3 件	3 件	3 件
4 移動支援事業			
実利用見込み者数	105 人	113 人	120 人
延べ利用見込み時間数	16,800 時間	17,800 時間	18,800 時間

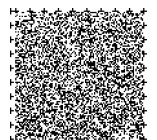


事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
5 地域活動支援センター			
① 市内	2 箇所 360 人	2 箇所 400 人	2 箇所 430 人
② 市外	3 箇所 530 人	4 箇所 540 人	5 箇所 550 人
6 その他の地域生活支援事業			
①訪問入浴サービス（利用見込）	608 件	688 件	774 件

（２）地域生活支援事業の見込量の確保策

各地域生活支援事業の見込量の事業ごとの確保策は次のとおりです。

事業名	サービス見込量の確保策
1 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者自立支援協議会を設置し、協議会を中心に、委託相談支援事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。 ②『広報戸田市』や市のホームページなどを活用し、相談支援事業所の周知と利用の促進を行います。
2 コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①手話通訳者や要約筆記奉仕員などのサービス提供体制の確保を図るとともに、講習会を開催するなど、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成と資質向上に取り組みます。 ②意思疎通を円滑にするため、他の支援についても検討します。 ③ニーズの動向をみながら、制度の柔軟な運用に努めます。
3 日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ①サービスを必要としている人が、状況に応じて円滑に利用できるよう、各種情報提供や相談の充実を図ります。
4 移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①現行の実施事業所のサービス提供体制を維持するとともに、新規事業所の参入を支援します。
5 地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ①市内の事業所の移行の支援を行い、利用者のニーズに合った事業が展開できるよう連携を図っていきます。
6 その他の地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の周知を図り、事業所と連携することにより、利用者ニーズに応じたサービスの提供に努めます。



8 計画の評価と推進体制

(1) 計画の評価と見直し

年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況を的確に把握し、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、本計画に関して必要な見直しを平成23年度末までに行い、次期障がい福祉計画を平成24年度から平成26年度までを期間として作成します。

(2) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化するとともに、平成21年度中に設置する「障がい者自立支援協議会」において、随時、ケース検討や連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による障がい者支援ネットワークを構築し、計画の推進を図ります。

